

「可燃ごみ」から生ごみを減らそう

～生ごみ処理機等購入費助成事業の早分かり～

○補助の対象、条件 ～交付要綱第3条～

- ・住民登録がなされている世帯。
- ・コンポストは1世帯につき2個まで、処理機は1世帯1台まで
ダンボールコンポストは1世帯につき年間2セットまで。

○補助金の額 ～交付要綱第4条～

- ・購入費の半額

(コンポストは上限5千円、処理機は上限4万円、ダンボールコンポストは上限1千円)

※100円未満の端数が生じたときは切り捨て

1. 申請書を提出する ～交付要綱第5条～

- ・申請書
- ・添付書類 ①見積書 ②カタログ ③設置場所地図
④チャレンジシート ⑤税金の滞納がない証明又は調査同意書
⑥交付確認に関する同意書

※⑤については同意書があれば発行の必要がありません。

2. 交付決定通知書を受け取る

～交付要綱第6条～

- ・交付決定通知書
(交付されない場合は不交付通知)

お店で商品を購入

3. 実績報告書を提出する ～交付要綱第7条～

- ・購入後1ヶ月または3月末日のどちらか早い日までに、
実績報告書を提出。
- ・添付書類 ①領収書 ②写真

4. 確定通知を受け取る

～交付要綱第8条～

5. 請求書の提出

6. 口座に振り込まれる